

岐阜県建設工事査察指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県知事部局が執行する建設工事の適正な執行を確保するため、岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号）第10条、第11条及び第12条に基づく査察指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(査察指導の定義)

第2条 この要領において、「査察指導」とは、岐阜県行政組織規則に基づく検査権者（以下「検査権者」という。）の指名を受けた職員が、施工中の建設工事の施工状況（計画、設計、施工、事務手続、及び建設事業費の縮減の取組並びに工事現場における安全対策など）について行う調査・勧告・指示・助言などをいう。

(査察指導員)

第3条 本要領に基づく査察指導にあたる職員（以下「査察指導員」という。）は、検査権者が指名する。

(査察指導の対象範囲)

第4条 査察指導の対象事業は岐阜県知事部局が執行する建設工事とする。

(査察指導の実施方法)

第5条 査察指導の方法は、毎年度検査権者が定める「査察指導計画書」によるものとする。なお、検査権者は「査察指導計画書」の作成にあたり、所管課長及び現地機関の長に対して必要な資料の提出を求めることができる。

2 査察指導にあたって、当該建設工事担当職員は、査察指導員が指示する関係書類等を提示しなければならない。

(査察指導の通知)

第6条 査察指導を実施するときは、検査権者はあらかじめ「査察指導通知書」（査察様式1号）に、査察指導員の氏名、日時、査察指導対象工事、その他必要な事項を記載し、対象機関の長あて通知するものとする。

なお、査察指導員が必要と認めた場合は、通知以外の箇所についても査察指導を行うことができる。

(査察指導の結果)

第7条 査察指導員は査察指導を終了したときは、速やかに査察指導報告書（査察様式2号）を作成し検査権者に報告するものとする。

(査察指導結果の通知等)

第8条 検査権者は前条の報告に基づき、査察指導結果通知書（査察様式3号）により対象機関の長に結果を通知するとともに、是正措置が必要なときは速やかにその対応策などについて報告を求めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 岐阜県土木部建設（土木）工事査察指導要領（昭和62年4月1日施行）、岐阜県林政部林業関係事業査察指導要領（昭和52年6月25日施行）、岐阜県農政部農業関係事業査察指導要領（平成9年10月16日施行）は平成12年8月1日から廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。